

第6次地域管理経営計画書

第6次国有林野施業実施計画書

(江の川下流森林計画区)

(第一次変更計画書)

計画期間 $\left[\begin{array}{l} \text{自 令和 2年4月 1日} \\ \text{至 令和 7年3月31日} \\ \text{(変更年月 令和3年3月)} \end{array} \right]$

近畿中国森林管理局

目 次

[地域管理経営計画書]

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	1
(4) 主要事業の実施に関する事項	1

第6次地域管理経営計画書（江の川下流森林計画区）の変更について

国有林野管理経営規程第6条第9項に基づき、地域管理経営計画の一部を次のように変更します。

【変更事由】

林道の改良計画の見直しを行ったことから、関係項目を変更します。

【変更する内容】

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(4) 主要事業の実施に関する事項

イ 主要事業の総量

本計画期間において、機能類型区分に応じた施業管理を行うために必要な伐採、更新、保育、林道の事業総量は以下のとおりです。

(エ) 林道の開設及び改良の総量

(単位：m)

区 分	開 設		改 良	
	路線数	延長	箇所数	延長
山地災害防止タイプ	—	—	3	50
自然維持タイプ	—	—	—	—
森林空間利用タイプ	—	—	—	—
快適環境形成タイプ	—	—	—	—
水源涵養 ^{かん} タイプ	3	2,500	<u>2</u>	<u>50</u>
計	3	2,500	<u>5</u>	<u>100</u>

目 次

〔国有林野施業実施計画書〕

3	林道の整備に関する事項	1
4	治山に関する事項	2

第6次国有林野施業実施計画（江の川下流森林計画区）の変更について

国有林野管理経営規程第14条第2項に基づき、国有林野施業実施計画の一部を次のように変更します。

【変更事由】

林道の改良計画及び治山計画の見直しを行ったことから、関係項目を変更します。

【変更する内容】

3 林道の整備に関する事項

林道の開設の路線別の詳細は次のとおりです。（地域管理経営計画の1の(4)のイの(エ)）

(単位：m)

基幹 管理別	開設 改良	路線名	箇所 (国有林・林班)	延長	機能類型	備考
管理	開設	曲山林業専用道 227林班支線	曲山 223、227	1,000	水源涵養 ^{かん} タイプ	
		下り谷林業専用道	下り谷 269	1,000	水源涵養 ^{かん} タイプ	
		栃谷林業専用道	栃谷 303	500	水源涵養 ^{かん} タイプ	
計		3路線		2,500		
管理	改良	大滝林道	竹山 263	30	水源涵養 ^{かん} タイプ	
		後畑林道	後畑 279	20	水源涵養 ^{かん} タイプ	
		菅ノ谷林道	菅ノ谷 1205	50	山地災害防止 タイプ	
計		3路線 (5箇所)		100		

注：種類欄の基幹は森林基幹道を、管理は森林管理道を指す。

4 治山に関する事項

治山に関する事項として、次のとおり計画します。(地域管理経営計画の1の(5))

(単位：保全施設箇所、保安林の整備 ha)

位置 (国有林・林班)	区分	工種	計画量	備考
花の谷 202 今山 210、213 曲山 220 竹山 263 後畑 277、278	保全施設	溪間工	8	
曲山 220 後畑 279 柿木山 285		山腹工	4	
計			12	
三ツ石山 1226	保安林の整備	本数調整伐	51.73	
計			51.73	